

「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書

手話は、音声が届かない、聞こえづらい、音声で話すことができない、話しにくいろう者にとって、コミュニケーションをとり、教育を受け、働き、社会活動に参加し、生活を営み、人間関係を育み、人として成長していくために必要不可欠な言語です。

一見すると、手話は、日本語を手指の動きや表情に変えて表現していると思われることが多いですが、日本語に語彙や文法体系があるように、手話も言語としての語彙や文法体系を有しています。

2006年12月に国連総会において採択され、2008年に発効した「障害者の権利に関する条約」第2条において、「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知されたほか、2009年には、政府が内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて国内法の整備を進めているところです。

また、2011年8月に改正された「障害者基本法」の第3条には、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところです。

さらに、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、障がい者の意思疎通のための情報確保の施策を義務付けていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す「手話言語法（仮称）」を広く国民に知らしめていくことや、自由に手話が使え、社会環境の整備を国として実現する必要があります。

よって、国においては、上記の内容を踏まえた「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月13日

北海道古宇郡神恵内村議会
議 長 林 栄之助